

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

アルパイングループは、当社の親会社であるアルプス電気株式会社を中心としたアルプスグループに属しており、車載情報機器事業を行っています。

アルプスグループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行、並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告、及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接・間接的に還元することを基本としています。

当社は、2016年6月22日開催の第50回定時株主総会の決議を以て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。取締役会から独立した監査等委員会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、監査・監督機能を強化することで、一層のコーポレート・ガバナンスの強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ります。

また当社は、株主、顧客、地域社会ならびに従業員等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、企業として実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するために「アルパイン株式会社 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定し、当社ホームページにて公開しています。

(<http://www.alpine.com/j/investor/information/meeting.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、監査等委員会設置会社移行に合わせ、2016年度より取締役の自己評価及び監査等委員会の評価などを踏まえた取締役会全体の分析・評価・その結果の開示を定期的に行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1-2-4. 株主総会における権利行使（招集通知英訳、議決権電子行使プラットフォームの利用）】

当社は、現状の海外機関投資家比率を鑑み、英文による情報提供を実施しています。具体的には、自社ホームページや東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームなどに英文版の招集通知を掲載しています。

また、上記プラットフォームによる議決権電子行使につきましては、本年（2016年）6月22日開催の第50回定時株主総会より採用しています。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有を継続するか否かを判断します。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期的に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で、議決権を行使します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るものまたは会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。

なお、支配株主（親会社）及び同グループ各社との取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社では、企業理念、中期経営戦略を、ホームページ(<http://www.alpine.com/j/corporate/brand/logo.html>)や決算説明会資料(<http://www.alpine.com/j/investor/library/presentation.html>)、株主通信(<http://www.alpine.com/j/investor/library/report.html>)などで開示しています。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針を、ホームページ(<http://www.alpine.com/j/csr/management/governance.html>)や当報告書の「I-1. 基本的な考え方」、有価証券報告書(<http://www.alpine.com/j/investor/library/securities.html>)などで開示しています。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・報酬決定の方針

当社では、短期及び中長期的業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。具体的には以下の様な報酬の構成としています。

a) 業務執行取締役の報酬

当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、業務執行取締役の報酬を構成しています。業績連動賞与は、

単年度の業績(営業利益、当期純利益等)に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

b) 業務執行取締役以外の取締役の報酬

当社では、非業務執行取締役、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみです。

・報酬決定の手続き

当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬を決定しています。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・指名の方針

当社では、取締役会において審議・決定及び監督を行うための十分な能力・資質を有した者が選定されるよう、取締役選任基準を定めており、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としています。

・指名の手続き

上記の方針に基づき、取締役会において取締役候補者を決定しています。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役の候補者を指名し株主総会に上程するにあたっては、株主総会招集通知の参考書類において、当該候補につき個々の指名理由を開示しています。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に規定しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、3名の独立社外取締役を選任しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所の独立性基準に加え、当社の社外取締役の独立性基準を含む取締役選任基準に基づき、独立社外取締役を選任しています。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を選任すると共に、業務執行を行う取締役は、当社の事業に必要な開発、設計、製造、販売、管理などの分野を統括できる人材、社外取締役は専門知識を有し、中長期的な成長を促すべく監督機能を発揮できる人材をそれぞれ選任する事で、知識・経験・能力のバランスの多様性を図っています。また、規模については、取締役会での実質的な議論が可能となるよう、定款にて取締役(監査等委員である取締役を除く。)は16名以内、また監査等委員である取締役は5名以内としています。

【補充原則4-11-2. 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社における役員の他の上場会社での役員兼任状況につきまして、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書などで開示します。なお、現在、当社役員の他の上場会社での役員兼任状況は以下のとおりです。

代表取締役会長	宇佐美 徹	NEUSOFT CORPORATION 董事
取締役	河原田 陽司	DAESUNG ELTEC CO., LTD. 理事
取締役	片岡 政隆	アルプス電気株式会社 代表取締役会長 株式会社アルプス物流 取締役
社外取締役	小島 秀雄	住友重機械工業株式会社 社外取締役
社外取締役	長谷川 聡子	株式会社朝日ネット 社外取締役 白銅株式会社 社外監査役
社外取締役	柳田 直樹	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 社外監査役

【補充原則4-14-2. 取締役のトレーニングの方針】

当社は、取締役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることができる機会を提供することとしています。具体的には、新任取締役研修や、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員である取締役については、監査等委員会による監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じて各種社外セミナーや研修を受講しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との建設的な対話を促進するための体制整備

当社は、戦略的な情報発信の強化を目指し、管理担当取締役及び広報・IR部がIR機能の主体を担っています。

また、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。

なお、株主からの対話(面談)については、広報・IR部を窓口にし、株主の希望や関心事項などに応じて、管理担当取締役や経営トップなどが面談対応を行っています。

(2) 個別面談以外の対話手段

決算説明会や株主通信「ALPINE REPORT」の年2回発行、経営トップ及び担当取締役が出席する個人株主説明会や株主総会での株主懇談会、工場見学会の開催などにより、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向な対話を促進しています。

(3) 社内への適切かつ効果的なフィードバック

株主との対話等により得られた各種情報については、管理担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

(4) インサイダー情報の管理方針

当社では「インサイダー取引規制に関する規程」に基づき、株主との対話(面談)を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルプス電気株式会社	28,215,417	40.43
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,563,752	3.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,451,000	3.51
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,165,700	3.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,387,000	1.99
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,249,400	1.79
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,155,220	1.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,064,416	1.53
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	950,000	1.36
EVERGREEN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	821,400	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	アルプス電気株式会社 (上場:東京) (コード) 6770

補足説明更新

1. 上記大株主の状況は直前事業年度末(2016年3月31日)現在の状況です。
2. 当社は自己株式850,808株(1.22%)を保有していますが、上記大株主の状況には含めていません。
3. 2015年11月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッドが2015年11月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として直前事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。
氏名又は名称: プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッド
住所: Level 8, 7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia
保有株券等の数: 株券 3,709,671株
株券等保有割合: 5.32%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社の支配株主は親会社であるアルプス電気株式会社であり、当社の議決権の41.17%(間接所有割合含む)を所有し、親会社の取締役1名が当社の取締役を兼務しています。
アルプスグループ各社と当社グループとはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書に基づいて、適正な取引を行っています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループでは、アルプスグループのコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方のもと、アルプスグループ経営規範（「グループ経営規定」、「グループコンプライアンス憲章」及び「グループ環境憲章」）のもとで、当社グループ全体の体制整備に努めています。また、親会社であるアルプス電気株式会社と、「グループの運営及び管理に関する契約書」を結び、グループの連携を強化する一方、自主性尊重のもと、自ら経営計画を立案して業績管理を行うなど自立した経営判断のもとに事業活動を展開しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小島 秀雄	公認会計士											○
長谷川 聡子	弁護士											○
柳田 直樹	弁護士								○			○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島 秀雄	○	○	小島秀雄公認会計士事務所 住友重機械工業(株)(社外取締役)	小島 秀雄氏は、長年にわたり公認会計士として会計監査に携わるとともに他の企業での社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しました。 また、同氏は当社の定める社外取締役独立性基準を満たすとともに、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届出しています。
				長谷川 聡子氏は、長年にわたり弁護士とし

長谷川 聡子	○	○	潮見坂総合法律事務所パートナー (株)朝日ネット(社外取締役) 白銅(株)(社外監査役)	て法律実務に携わるとともに他の企業での社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え国際経験や幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しました。 また、同氏は当社の定める社外取締役独立性基準を満たすとともに、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届出しています。
柳田 直樹	○	○	柳田国際法律事務所パートナー 損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)(社外監査役)	柳田 直樹氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに他の企業での社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しました。 また、同氏が業務執行者を務める柳田国際法律事務所は、当社と法務の役務提供の取引関係がありますが、当事務所が当社から収受している対価の合計額は、当事務所の年間総収入金額の2%未満となっており、同氏は当社の定める社外取締役独立性基準を満たすとともに、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届出しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	更新
--------------------------------	----

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ(以下「監査等委員会補助スタッフ」という。)を配置します。
1) 監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
2) 当社は、常勤の監査等委員の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は、内部監査部門、会計監査人及び、経理部門等と緊密な連携を保つため、定期的及び随時に会合を開催し意見交換するなど、監査が実効的に行われる体制を確保しています。
監査等委員会は、当社の内部監査部門であるコンプライアンス・監査室とともに当社及び国内外の関係会社を含めた業務の有効性と効率性を検証・評価する内部監査を実施しています。監査結果は、定期的に代表取締役役に報告するなど牽制機能の充実を図るとともに業務改善提案を行っています。また、アルプスグループとしてのグループ監査連絡会等において、内部監査の実施状況などの監査情報および課題を共有化しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度については、後述の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

ストックオプションの付与対象者：業務執行取締役

ストック・オプションの内容は、後述の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2016年3月期(直前事業年度)における役員報酬等の内容は以下のとおりです。

・取締役及び監査役の報酬等の額

取締役(社外取締役を除く) 12名 310百万円(うち、基本報酬:241百万円、賞与:42百万円、ストック・オプション:25百万円)

社外取締役 1名 8百万円(うち、基本報酬:8百万円)

監査役(社外監査役を除く) 2名 25百万円(うち、基本報酬:25百万円)

社外監査役 2名 9百万円(うち、基本報酬:9百万円)

(注)

1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれていません。

2. 直前事業年度末日の役員は社外取締役を除く取締役11名、社外取締役1名、社外監査役を除く監査役2名、社外監査役2名です。

3. 上記の賞与は直前事業年度における役員賞与引当金の繰入額です。

4. 上記のストック・オプションは直前事業年度における費用計上額です。

5. 上記のほか、2015年6月18日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金16百万円を支給しています。この金額には過年度において役員の報酬等に含めた役員退職慰労引当金の繰入額14百万円が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・報酬決定の方針

当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。具体的には、以下の様な報酬の構成としています。

a) 業務執行取締役の報酬

当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、業務執行取締役の報酬を構成しています。

業績連動賞与は、単年度の業績(営業利益、当期純利益等)に応じて変動する仕組みとしています。

株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

b) 業務執行取締役以外の取締役の報酬

当社では、非業務執行取締役、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみです。

・報酬決定の手続き

当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬を決定しています。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役が、独立した立場から経営への監視と監督を的確かつ有効に実行できるように、経営企画部門、内部監査部門との連携のもと、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤の社内監査等委員が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っています。これらを通して社外取締役の独立した活動を支援しています。

また、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフを配置し、機動性を高めた監査活動が可能な体制を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名、及び監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され経営の基本方針や中期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監査・監督を行う機関と位置付けています。

取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、十分な討議を経た上で決議を行っています。なお、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

また、取締役会規則・細則に基づき、決議事項については法務、会計、税務及び経済合理性などについて事前確認を行い、取締役会決議の適法性及び合理性を確保しています。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外監査等委員が過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、法律の専門家である弁護士、及び会計の専門家である公認会計士として豊富な経験を持った社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が高い実効性を持って監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。更に、監査等委員会の職務の補助者を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。

会計監査人

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は監査等委員会及び内部監査部門と、適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

社外取締役

当社は、取締役会の監督機能強化のため、社外取締役を3名選任しています。この3名と当社との間には人的関係、資本的關係又は一般株主と利益相反が生じるおそれのある取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役は、経営の適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報・意見交換を行い、実効性のある監督に努めています。

なお、社外取締役の選任につきましては、当社の定める独立性基準を含む取締役候補者の選任基準に基づき判断しており、また、各氏の同意を得た上で独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。

更に、社外取締役が独立した立場から経営への監視と監督を的確かつ有効に実行できるように、経営企画部門、内部監査部門が経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。

なお、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役ではない取締役との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に定め、同契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

コンプライアンス・監査室

当社は、代表取締役社長の直轄組織として、コンプライアンス・監査室を設置しています。このうち内部監査の領域では、当社及び国内外の関係会社に対する内部監査を通じて、業務の有効性と効率性を検証・評価しています。監査結果は取締役会に報告するなど、牽制機能の充実を図るとともに業務改善提案も行っています。

また、アルプスグループの監査連絡会等において、内部監査の実施状況などの監査情報及び課題を共有化しています。

更に、コンプライアンスの領域では、企業倫理、法令、社会規範及び社内規定を遵守するための業務の適正を確保するための体制の構築と運用の推進に取り組むとともに、経営企画室、法務部、人事総務部などの社内関連部門と連携して適法経営の充実を目指しています。

中期事業計画審議会

当社では、会社方針・大綱に基づき中期事業計画を作成し、当社取締役が出席する経営計画会議を年2回開催し、経営計画に関する審議と情報の共有化を図った後、取締役会の承認を受ける体制になっています。これに従い、月次単位の業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図るため、重要事項については社内規定に基づき取締役会に付議した上で、業務執行が行われています。

経営企画室

経営に関する企画立案・推進に加え、CSR推進機能などを経営企画室に集約し、各種活動を横断的に推進しています。また、環境保全活動を推進する関連部門と緊密な連携を取り、効果的なCSR活動を推進するとともに、適切な情報開示ができるよう取り組みを強化しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2016年6月22日開催の第50回定時株主総会の決議を以って、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。取締役会から独立した監査等委員会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、監査・監督機能を強化することで、一層のコーポレート・ガバナンスの強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ります。

当社においては、機能別に組織体制を敷いていますが、相互の関連性と専門性が高いため、事業担当など事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。本年(2016年)は6月1日に発送しました。また、株主の皆様への早期情報開示の観点から、東京証券取引所及び自社HPにて招集通知の発送前開示を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は毎年、集中日を回避して株主総会を開催しており、今後もこの方針を継続する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	本年(2016年)6月22日開催の第50回定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	本年(2016年)6月22日開催の第50回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(要約)を作成し、外国人株主(海外機関投資家)に郵送すると同時に、自社ホームページ、並びにTDnetによる東証ウェブサイト及び機関投資家議決権行使サイトに掲載、議案の検討時間や情報不足の解消に努め、議決権行使の促進を図っています。
その他	株主総会は、株主に当社に関する理解を深めて頂く場と考え、製品展示を行うとともに、事業報告をナレーション付き映像で報告しています。また、総会終了後に取締役が出席する株主懇談会を開催し忌憚りの無い意見交換を行い、更なる株主価値向上に努めています。更に、議決権行使結果については、自社ホームページで開示しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主を対象に、会社説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期および中間期(年2回)の決算説明会を開示後すみやかに開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報サイトを開設し、中期事業戦略や決算概要、投資関連情報の閲覧が可能となっています。また、個人投資家向けでは、企業情報や製品情報等をわかり易く紹介するサイトを設けています。 (http://www.alpine.com/j/investor/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部	
その他	報告書として、国内向けに6月と11月にアルパインレポート(決算報告書)を発行、海外投資家向けには年に1回事業報告書を発行して業績、財務報告を行っています。加えて、投資家の皆様のための様々な情報をwebサイトにて随時公開し、タイムリーな情報発信に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、アルプスグループ経営規範(「グループ経営規定」、「グループコンプライアンス憲章」及び「グループ環境憲章」)のもと、当社企業理念にも「社会への貢献」を掲げ、ステークホルダーを尊重した活動に努めています。また、グローバルステークホルダーからの要求に対応するため、社会的責任に関する国際規格であるISO26000を手引きとしたCSRガイドラインを策定し、社会的責任を果たすべく活動を推進しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は企業理念の一つに「社会への貢献」を掲げており、内部統制部会、RC部会（リスクマネジメント&コンプライアンス部会）、情報管理部会、労働環境・社会部会、リスクマネジメント部会、環境管理部会、サプライチェーン部会、消費者部会からなるCSR委員会を設置し、PDCAサイクルを廻しながら、ステークホルダーに対する企業の社会的責任を果たすべく活動しています。これらの活動の内容は、毎年CSRレポート、又は当社のホームページ等を通じて広く公開しています。

また、2016年度より、当社の「Annual Report」「CSRレポート」を統合し、財務情報と非財務情報を一つにまとめた「Annual Report」として再編し、当社の活動をよりご理解いただけるように工夫に努めています。

その他

世界中にいる従業員一人ひとりを大切な会社の財産と考え、それぞれの個性を発揮し生き生きと過ごすことのできる仕組みや環境づくりに努めています。

・多様な人材の活用

当社では国籍・人種・年齢・性別・宗教・障がいにとわられない採用を行っており、採用後も個人の能力を最大限に発揮できる環境を積極的に整備しています。様々なバックグラウンドや個性を持った従業員を擁することは強みのひとつでもあります。従業員が持つ各々の個性を伸ばし生かすため、年に2回、「人材開発会議」を行い、次世代のアルパインを担う従業員の今後の進路や教育方針を話し合い、最適な人事ローテーションや研修内容を議論しています。

・女性の活躍推進の取り組み

子育てをする従業員のため、産前産後休暇や育児休暇、法定期間（満3歳）を超える小学6年末まで取得可能な短時間勤務制度を設けています。

また、2016年度より、育児・介護を理由とした退職者への再入社制度を新たに導入しました。

・女性比率

役員の女性比率 6.7%（1名）

管理職の女性比率（課長職以上） 1.2%（2名）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、アルプス電気株式会社を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神(社訓)をグループ経営の原点と位置付け、アルプスグループ経営規範(グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章)のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款適合性を確保するための体制
 - (1) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
 - (2) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役(以下「独立社外取締役」という。)の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。
 - (3) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
 - (4) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
 - (5) 当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款適合性を確保するための体制として、当社子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
 - (2) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
 - (2) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、機能別にそれぞれ担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
 - (2) 当社は、取締役会において中期事業計画及び事業予算を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに進捗状況を取締役会において報告します。
 - (3) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
 - (1) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
 - (2) 当社は、当社グループ内における取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。
 - (3) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度(倫理ホットライン)(以下、「倫理ホットライン」という。)を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
 - (4) 当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。
 - (5) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けけます。
6. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ(以下、「監査等委員会補助スタッフ」という。)を配置します。
7. 当社の監査等委員会補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
 - (2) 当社は、常勤の監査等委員の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。
8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - (1) 当社は、重大な内部不正行為や会社に着しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会への報告を行います。
 - (2) 当社は、重大な内部不正行為や会社に着しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。
9. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - (1) 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に着しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。
 - (2) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。
10. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

11. 当社の監査等委員会の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員の請求があった場合に、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理します。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は、予算審議会等の重要な社内会議に出席できるなど、取締役や幹部従業員と定期、及び随時に会合を行うこととします。

(2) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期、及び随時に会合を行うこととします。

(3) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

13. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

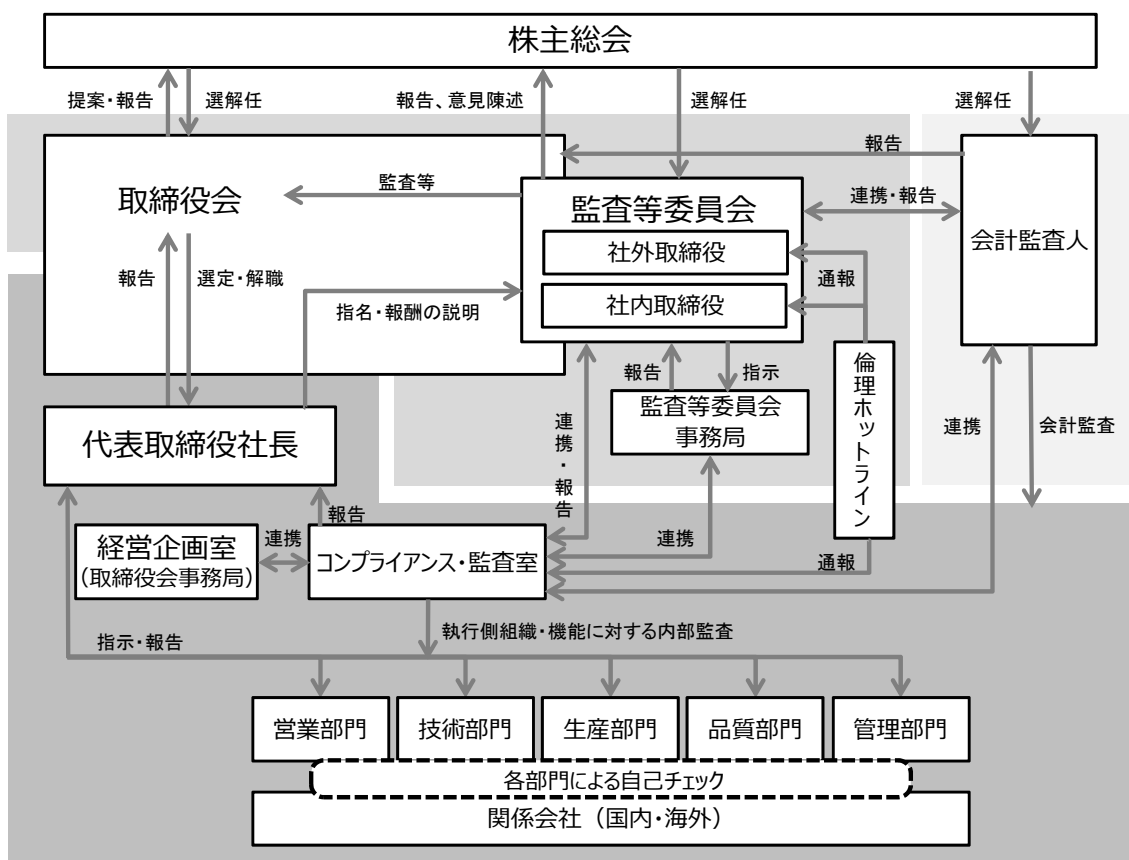
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- ・適時開示体制の概要
 - (1) 開示担当組織の整備状況
 - (a) 適時開示における情報取扱責任者を管理担当取締役とし、適時開示規則への照会は広報・IR部が担当しています。
 - (b) 子会社を含め社内外で発生した会社情報は、いわき事業所における各部門が情報の所轄部門より事実の収集と共有化を図っています。
 - (c) 決算に関する会社情報は、経理部より四半期毎の決算の経過と確定について取締役会に報告されています。
 - (2) 適時開示手続きの整備状況
 - (a) 取締役会において審議される会社情報は、管理担当取締役がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。
 - (b) 社内外で発生した会社情報は、管理担当取締役及び情報発生元の取締役(若しくは責任者)による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。
 - (c) 決算情報は、経理部門が取締役会への報告或いは代表取締役への確認を経て、当該情報を広報・IR部と共有しながら、適時開示規則に準じて開示しています。なお、これらの会社情報は、外部への公表と同時に、全ての取締役及び連結対象会社の責任者等へ電子メールにより報告されており、かつ当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しています。
 - (3) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

当社は、監査等委員会制度を採用しており、監査等委員は取締役会に出席するとともに、内外関係会社も含めた監査を実施しています。また、コンプライアンス・監査室を設置し、業務の妥当性と効率性の観点から内部監査を実施して、その結果を取締役会に報告するとともに、同組織内に内部統制機能を置き、内部統制の充実に努めています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示に係る社内体制】

